

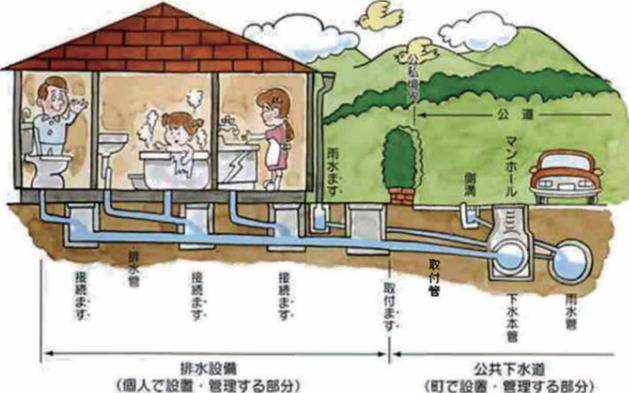
5 排水設備工事 ～3年以内に接続を～

問 上下水道課(役場3階) ☎823-9214 FAX.823-9839

公共下水道が整備されて接続できるようになった区域に住んでいる皆さんは、台所・風呂場・トイレなどから排出される汚水を、公共下水道に流すために必要な排水設備を速やかに設置してください。

公共下水道への排水設備工事は、町が指定した下水道排水設備指定工事店(以下、指定工事店)が施工する必要があります。くわしくは、上下水道課または指定工事店に相談してください。

排水設備の設置例  
(分流式公共下水道)



**指定工事店は  
海田町ホームページで確認できます**

暮らし・手続き ▶  
住まい・道路・交通 ▶  
下水道 ▶

基本情報(下水道排水設備指定工事店について)



水洗便所設備資金貸付制度 ～ご利用ください～

くみ取り便所を水洗便所に改造したり、し尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続したりする際の費用を、一定の要件で無利子で貸し付けしています。指定工事店が手続きを行いますので、貸付条件などについて相談してください。

| 区分   | くみ取り便所  | し尿浄化槽       | 大型浄化槽<br>(35人槽以上) |
|------|---|-------------|-------------------|
| 貸付金額 | 1戸につき50万円以内   | 1基につき40万円以内 | 1基につき250万円以内      |
| 貸付利子 | 無利子   |             |                   |
| 返済金額 | 1戸につき1万円/月  | 1基につき8千円/月  | 1基につき5万円/月        |
| 返済期間 | 50カ月以内(分割払い)  |             |                   |
| 貸付要件 | ①家屋の所有者またはその同意を得て改造する使用者<br>②町税、上下水道使用料および受益者負担金を滞納していない人<br>③返済能力(一定の所得)があり、連帯保証人を1人たてることができる人 |             |                   |

Q&A

Q.1 公共下水道って何?

**A.** 公共下水道は、台所や風呂、トイレなどで使った水や工場などからの排水を集め、処理場できれいにして放流し、河川や海の水質を守ります。また、悪臭やハエ・蚊などの発生源となる汚れた川がきれいになるなど、わたしたちの健康で快適な暮らしを支える大切な施設です。

Q.3 接続するにはどうしたらいいの?

**A.** 公共下水道へ接続するときに必要な排水設備の工事は、海田町が指定した排水設備指定工事店でしか行えません。約130社が登録されていますので、その中から皆さんが選んでください。複数社から見積りを徴収することをおすすめします。指定工事店が必要な手続きを行います。

Q.2 公共下水道に接続するって、どういうこと?

**A.** 海田町は分流式の污水管を新設しています。工事が完了すると使用が可能となり、浄化槽を使用している場合は廃止し、くみ取り便所は水洗便所に改造して、公共下水道へ接続します。また、便所、風呂などの汚水(雑排水)も公共下水道へ接続します。

Q.4 接続すると下水道使用料はどうなるの?

**A.** 使用した水量に応じて下水道使用料が必要になり、水道料金と一緒に請求されます。

※海田町ホームページで料金早見表を確認できます。

暮らし・手続き ▶ 住まい・道路・交通 ▶  
下水道 ▶ 基本情報(上下水道の料金)



6 障がいのある皆さんへのサービス 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

問 社会福祉課(役場2階) ☎823-9207 FAX.823-9627

| サービス          | 身体障害者手帳・難病患者など  | 療育手帳 | 精神障害者保健福祉手帳   |
|---------------|---|------|---|
| 医療費助成制度       | 重度の障がい者(身体障害者手帳1、2、3級・療育手帳(A、A、B))の保険診療の自己負担について助成。<br>[自立支援(更生・育成)医療] 障がいを除去または軽減するための医療費について助成。(人工透析療法など)   |      | 精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)の保険診療(通院のみ)について助成。<br>[自立支援(精神通院)医療] 在宅の精神障がい者の精神通院医療費を助成。 |
| 特別児童扶養手当      | 重度または中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している保護者に支給。<br>・1級月額55,350円 ・2級月額36,860円(令和6年4月現在)   |      |   |
| 特別障害者手当       | 日常生活において常時特別の介護を必要とする重度の障がいがある在宅の20歳以上の人に支給。<br>・月額28,840円(令和6年4月現在)  |      |   |
| 障害児福祉手当       | 日常生活において常時介護を必要とする重度の障がいがある在宅の20歳未満の人に支給。<br>・月額15,690円(令和6年4月現在)   |      |   |
| 重度心身障害者介護手当   | 手当の障害程度基準を満たす、5歳以上20歳未満の障がいがある人の保護者に支給。<br>・月額3,000円または月額4,000円   |      |   |
| 心身障害者扶養共済     | 障がい者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障がい者となった場合に、障がい者に支給。   |      |   |
| 障害福祉サービス      | 障がい者の日常生活を援助し、自立を支援するためのサービスを提供。(居宅介護・短期入所・施設入所・就労移行支援・就労継続支援など)  |      |   |
| 障害児通所支援       | 障がいにより療育が必要な児童に対して行う給付。(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)  |      |   |
| 地域生活支援事業      | 障がい者の地域生活を援助するための支援。(移動支援事業、配食サービス、訪問理美容サービス、自動車運転免許取得・自動車改造費助成、成年後見制度利用支援事業、訪問入浴サービスなど)  |      |   |
| 補装具費の支給       | 身体障がいを補うための用具購入・修理費用の助成。(補聴器、車椅子、義肢など)  |      |   |
| 日常生活用具の給付     | 障がい者の日常生活がより円滑に行われるための用具購入費用の助成。(入浴補助用具、ストマ用装具、住宅改修、聴覚障害者用通信装置など)   |      |   |
| 通所交通費助成       | 施設や事業所に通所している障がい者に通所交通費の一部を助成。(1日280円を上限)   |      |   |
| 手話通訳者派遣       | 手話通訳者を派遣。依頼は(一社)広島県ろうあ連盟へ。(FAX.252-0309またはEメール hrren@do3.enjoy.ne.jp)   |      |   |
| 手話通訳者設置       | 行政手続の手話通訳や相談などを行うため、手話通訳者を月1回配置します。※当日対応も可能ですが、予約優先となります。(毎月第2木曜日10時～16時)   |      |   |
| 要約筆記者派遣       | 要約筆記者を派遣。   |      |   |
| 重度障害者福祉タクシー助成 | 対象となる重度障がい者が利用した福祉タクシーの利用料金のうち1回につき640円を限度に助成。年間24枚(腎臓機能障害の身体障害者手帳1級所持者は年間48枚)を限度にタクシー乗車券を交付。   |      |   |
| 相談事業          | 障がい者やその家族などからの相談を受けています。<br>海田町 社会福祉課 ☎823-9207【身体・知的・精神障がい者・障がい児】<br>健康づくり推進課 ☎823-4418【精神障がい者・難病等患者】<br>海田町社会福祉協議会 ☎820-0294【障がい者・障がい児】<br>社会福祉法人 柏学園 ☎282-6500【障がい児】 |      | こころの相談について、くわしくは22ページを確認してください。   |
| その他           | 障がい者相談員 【身体】海老原 由訓 ☎090-4699-7089 建道 哲郎 ☎823-2322<br>【知的】山田 まみ ☎090-6841-4888   |      |   |
| その他           | 思いやり駐車場利用証交付、サポートファイルの配布、難聴児補聴器購入・修理助成、上下水道料金の減免、町営住宅への入居優先、高齢者等ごみ出し支援事業、NHK放送受信料の減免、障害基礎年金の受給、有料道路通行料金の割引、特別障害給付金、生活福祉資金の貸付、海田市駅前輪場の登録利用料の減免、運賃割引、税制上の優遇など。            |      |   |

※各サービスを受けるためには申請が必要で、障がいの程度や所得などの要件を満たす必要があります。くわしくは担当課に問い合わせるか、海田町ホームページを確認してください。

